

新行財政改革実行プラン

～ 流山市行財政改革実行宣言 ～

平成 18年 3月

流 山 市

目 次

流山市行財政改革実行宣言

3

第1編：市民満足度を高め都市間競争をリードするための戦略

1 市民満足度の高い流山市への転換 4

戦略1 総合計画下期5か年計画における重点プロジェクトを設定します。

戦略2 新行財政改革実施プランにより「効率的で市民満足度の高い行財政運営」を確立します。

2 新行財政改革実施プランの重点実施目標 6

(1) 行政改革の推進 6

(重点実施目標1) 行政評価システムを中心としたマネジメントの充実 6

(重点実施目標2) 市民参画の実践 7

(重点実施目標3) スリムでフラットな組織の構築 7

(重点実施目標4) 庁内分権の推進 8

(2) 財政改革の推進 9

(重点実施目標5) 歳入の増加 10

(重点実施目標6) 歳出の削減 10

(重点実施目標7) 地方債の厳選 11

(重点実施目標8) 経常収支比率・公債費負担比率の抑制 12

第2編:実行プラン(具体的な改革内容)

1	改革期間	13
2	目標	13
3	推進の考え方	13
4	6つの改革方針	14
	(方針1) 市民の力を活かします	14
	(方針2) 財政の健全化を目指します	14
	(方針3) 行政運営の効率性を高めます	15
	(方針4) 市民に役立つ職員を育てます	15
	(方針5) スリムな組織を目指します	16
	(方針6) サービスを向上させます	16
5	推進体制	17
6	具体策	18
	(資料)流山市行財政改革実施本部設置要綱	35

〈平成18年3月に一部内容を改正しました〉

平成18年3月に「定員適正化計画」を改定したことに伴い、(重点実施目標6)歳出の削減について、一部内容を改正しました。

流山市行財政改革実行宣言

流山市は、平成17年度から平成21年度の5か年間で、徹底した行財政改革を実行することにより、市民満足度を高め、都市間競争をリードするための行財政の基盤を構築します。

つくばエクスプレスの開業を迎える平成17年度からの数年間は、流山市が飛躍するための千載一遇の機会となります。

これまで本市は、市税等歳入規模は減少しているにもかかわらず、全国や近隣市との均衡を保つことを重視し、行財政運営を進めてきたため、財政状況は、非常に厳しい状況に置かれています。また、平成16年度は15.5%であった本市の高齢化率は、今後、より一層進行し、我国全体の問題とはいえ、財政状況に大きな影響を及ぼすことが危惧されます。

この環境の中で本市は、国と自治体が一体となり取り組んでいる「官から民へ」、「国から地方へ」を徹底させるための構造改革に、適応していかなければなりません。

そして、この構造改革の中では、三位一体改革により、自治体への税源の移譲が行われ、自治体の自主裁量権は高まります。しかしながら、同時に、景気の動向や高齢化の進展などの変化に、自らの判断で柔軟に対応できるような、自己判断と自己責任が求められ、これまで本市が選択してきた横並びを重視する方針では、行財政運営が成り立たないことは明らかです。

幸い、本市は、つくばエクスプレスの開業という、本市の可能性を最大限に引き出すための好機を迎えており、これを契機として、徹底した行財政改革を断行すれば、「新たな流山」へと転換することが可能です。

ただし、この好機は、沿線自治体も同時に迎えることになり、正しく平成17年度をスタートラインとし、沿線自治体における都市間競争は、本番を迎えることとなります。

そこで、本市は、「市民満足度の高い流山市への転換」を目指し、市民や企業に、今後も本市に住みつづけたいと実感していただくとともに、新たな生活の拠点・活動の拠点として本市を選択していただくことにより、都市間競争をリードしていきたいと考えています。

そのために、本市は、平成17年度から平成21年度の5か年間で、徹底した行財政改革を実行することにより、市民満足度を高め、都市間競争をリードするための行財政の基盤を構築します。

流山市長 井崎 義治

第1編：市民満足度を高め都市間競争をリードするための戦略

1 市民満足度の高い流山市への転換

市民満足度の高い自治体へと転換するため、次の戦略を展開します。

戦略1 総合計画下期5か年計画における重点プロジェクトを設定します。

現在、国と自治体が一体となり、「構造改革・行財政改革」を進めていますが、当面、各自治体の財政事情は厳しい状況が続くと想定されます。

このような中では、「あれもこれも」という発想から、「あれかこれか」を厳選し、都市づくりを進めていく必要があると考えます。そこで、都市づくりの指針となる総合計画下期5か年計画は、平成17年度から21年度までの間、既存の36施策を横断し優先的に推進する事業の集合体として6つの重点プロジェクトを設定しました。

そして、この6つの重点プロジェクトを推進することは、外部に対し流山市をアピールするための「流山ブランド」にも結びつくものであり、本市の個性や魅力を創出するための必須要件であると考えます。

総合計画下期5か年計画 (6つの重点プロジェクト)

- ・「緑と水辺が親しめるまちづくり」
- ・「子どもの未来を育むまちづくり」
- ・「安全安心のまちづくり」
- ・「健康・いきいきまちづくり」
- ・「活力あるまちづくり」
- ・「市民が主役のまちづくり」

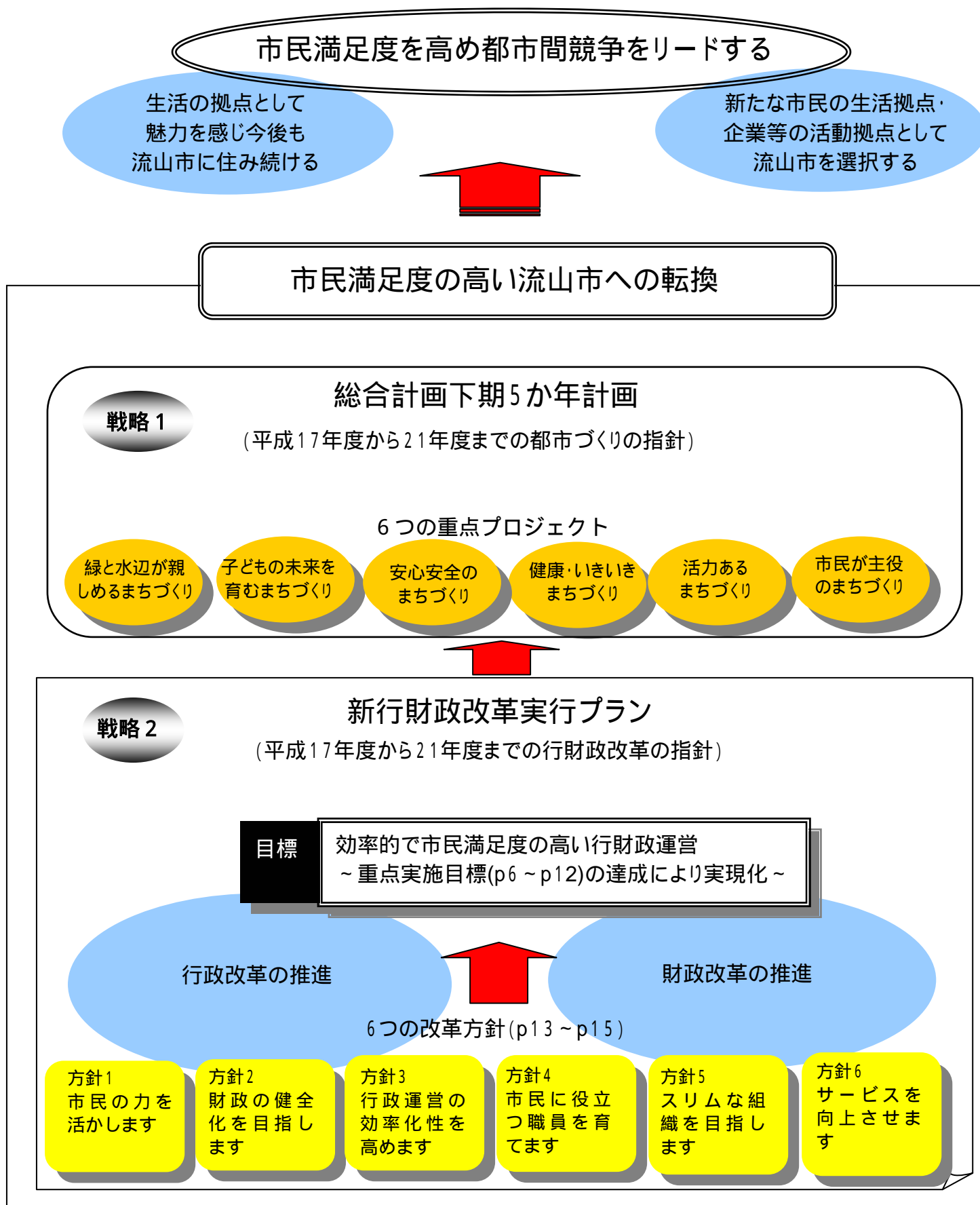
戦略2 新行財政改革実行プランにより「効率的で市民満足度の高い行財政運営」を確立します。

新行財政改革実行プラン（以下「実行プラン」という。）により、総合計画下期5か年計画の達成を目指し、「効率的で市民満足度の高い行財政運営」を確立します。

実行プランは、「第2編：実行プラン」以降で示す6つの改革方針（「市民の力を活かします」「財政の健全化を目指します」「行政運営の効率性を高めます」「市民に役立つ職員を育てます」「スリムな組織を目指します」「サービスを向上させます」）を軸に、行政改革と財政改革の両面から推進します。

また、実行プランを確実に実践していくために、別途「定員適正化計画」と「アウトソーシング（市民による業務参加）計画」を、策定します。

(市民満足度を高め都市間競争をリードするための戦略体系図)



2 新行財政改革実行プランの重点実施目標

実行プランの推進により、次の行政改革と財政改革に係る 8 つの重点実施目標を達成させることが「効率的で市民満足度の高い行財政運営」の実現に近づくものと考えます。

(1) 行政改革の推進

「効率的で市民満足度の高い行財政運営」の原点は、財政力を見極め、市民の英知を最大限に活かし、小さな組織で市民満足度の高い行政サービスを提供することであると考えます。そのためには、行政の守備範囲を見直すとともに行政評価システムの活用や組織機構の改革は、重要な課題と考えます。

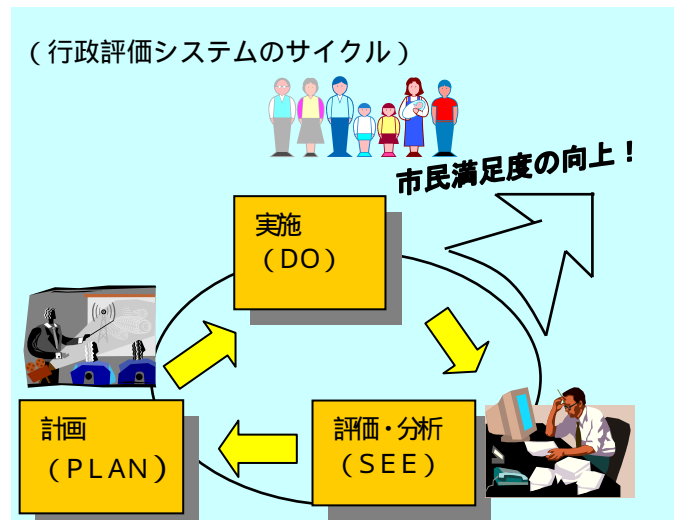
そこで、行政改革の推進にあたり次の 4 項目を重点実施目標と位置付けます。

重点実施目標 1 行政評価システムを中心としたマネジメントの充実

行政評価システムは、総合計画の体系に沿い、施策や事務事業などに優先順位を設け、P（プラン：改革検討）・D（ドゥ：実施）・S（シー：評価・分析）のサイクルで展開するマネジメントです。

そして、総合計画の施策から事務事業には、市民満足度を測るための成果指標（緑の空間に満足している市民の割合等）を設定し、毎年実施している「まちづくり達成度アンケート調査」により市民満足度の動向を把握して、その結果をマネジメントのサイクルに反映させます。

行政評価システムは、平成 16 年度における総合計画下期 5 か年計画の策定から、導入を進めており、今後のマネジメントは、この行政評価システムの機能を最大限に活用し、総合計画と予算が整合したマネジメントを充実させます。

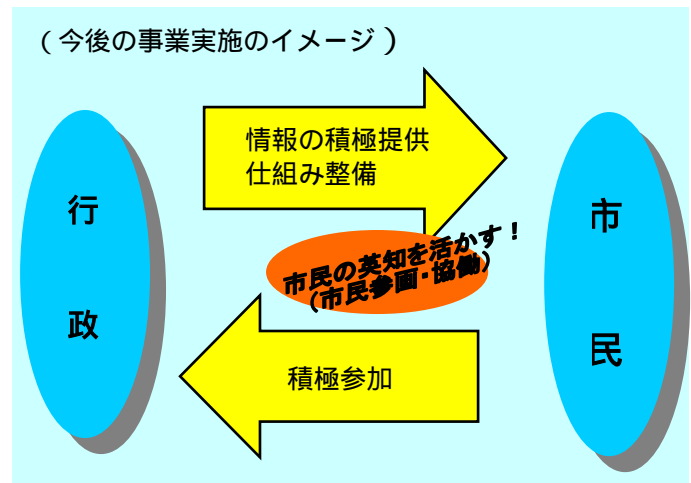


重点実施目標 2 市民参画の実践

市民満足度を高めるためには、市民の意見を反映させるだけでなく（行政評価システムにおける「まちづくり達成度アンケート調査」等）、市民が直接参加できる環境整備が重要です。

そのために、実行プランの中で、市民参画を柱と位置づけ、（仮称）自治基本条例（注1）の策定や、市民・NPO（注2）との協働を推進することにより、市民の英知を最大限に活かせる仕組みを充実させます。

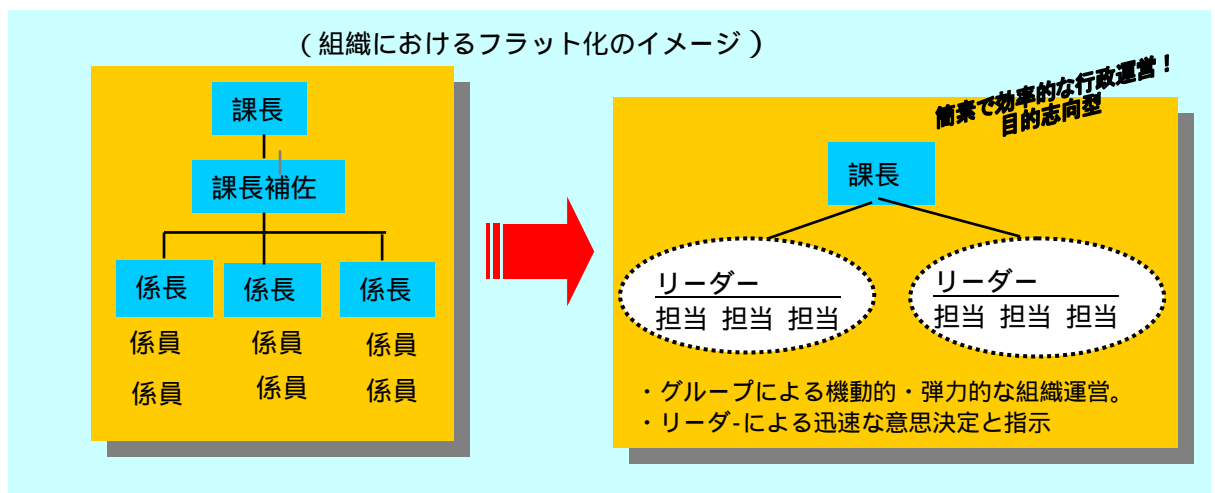
この実現を目指す手段の1つとして、別途策定する「定員適正化計画」と「アウトソーシング計画」（市民による業務参加の推進）は、市民との協働を実践していくための計画と位置付けています。



重点実施目標 3 スリムでフラットな組織の構築

現在の組織機構は、国の省庁に順じた縦割りの体系であり、総合計画に沿ったマネジメントを展開するためには、効率的ではありません。また、今後減少する職員数を視野に入ると、肥大化した組織のスリム化・フラット化（注3）を目指す必要があります。

そこで、「実行プラン」の中で段階的に総合計画の体系に沿ったスリムな組織機構の構築に取り組みます。



（注1）自治基本条例...その地域における自治の基本原則や行政の基本ルールなどが定められるもので、最高法規として位置付けている自治体が多い。

（注2）NPO（Non-Profit Organization）...非営利団体又は、非営利組織と訳されている。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

（注3）組織のフラット化...従来のピラミッド型の組織に対して、役職の階層をできるだけ簡素化し、意思決定の迅速化を図ること。

重点実施目標 4 庁内分権の推進

行政評価システムを中心としたマネジメントを展開するためには、部局に人事・予算・組織に関する権限の一部を委譲し、部局長をはじめ、管理職のマネジメント能力を高めることが、重要であると考えます。

そこで、「実行プラン」の中で、段階的に人事・予算・組織に関する権限を委譲し、部局長や管理職の自治体経営に参画する自覚と責任を醸成するため、庁内分権を推進します。



(2) 財政改革の推進

本市の歳入は、他の市町村と同様に、非常に厳しい状況に置かれています。決算数値を見ると、歳入の大部分を占める市税は、平成 1 1 年度の 2 0 4 億 8 千万円をピークとして平成 1 5 年度には 1 9 0 億円となり、また、交付税も平成 1 1 年度の 4 5 億 3 千万円をピークとして平成 1 5 年度には 2 2 億 8 千万円に減少しています。

そのため、この財源不足を補うために、地方債を発行しています。ただし、この地方債は、ゴミ焼却施設の整備等、元利償還時に交付税措置の伴うものを、厳選してきました。

一方、歳出は、ゴミ焼却施設の建設やつくばエクスプレス沿線整備事業に取り組みながらも、行政サービスの水準を、全国の傾向や近隣市との均衡を保つことを目指してきたため、経常的な経費は、歳入の減少に見合うような抑制に結びついていません。

国は、構造改革の一環として、「地方が自らの支出を、自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすため」、三位一体改革を進めています。三位一体改革は、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税改革に取り組むものであり、地方の自主裁量権は拡大するものの、地方債の交付税措置の改革なども想定され、財政運営に対する自己責任も増大していきます。

そこで、自己責任の下に財政を健全にするためには、「歳入を増加させること」、「歳出を削減すること」、「地方債を厳選すること」の、3つの基本的な項目を実行することが、不可欠であると考えます。

現在の経済情勢や、方向性が不透明な三位一体改革を考えると、地方公共団体の歳入に明るい兆しは見出せません。ただし、本市は、長期的な視点で見れば、新たな市民や企業を迎えることにより、「歳入を増やすこと」が期待できます。

しかしながら、この増加要因は、同時に新たな行政需要を伴うものでもあり、徹底した歳出の削減と、地方債の発行を抑制していくこと、即ち、「歳出を減らすこと」、「地方債を厳選すること」が、財政を健全にするための前提条件となります。

また、現在の地方自治体の財政状況は、経常収支比率・公債費(注4)負担比率等の財政指標によって分析されています。これらの指標の多くには、警戒ラインが設定されていますが、本市の指標の中には、警戒ラインを上回っているか、或いは、前後を推移しているものもあります。

そこで、これらのことから、財政改革の推進にあたっては、次の4項目を重点実施目標と位置付けます。

(注4) 公債費...地方公共団体が地方債を借り入れた際の毎年度における、元金の償還と利子の支払いに要する経費の総額。

重点実施目標 5 歳入の増加

市税徴収率を維持向上させるとともに、つくばエクスプレス沿線整備事業を着実に推進することにより、人口等の増加・企業の誘致を図り、**税収入の増加に結びつけ歳入を増加させます。**

重点実施目標 6 歳出の削減

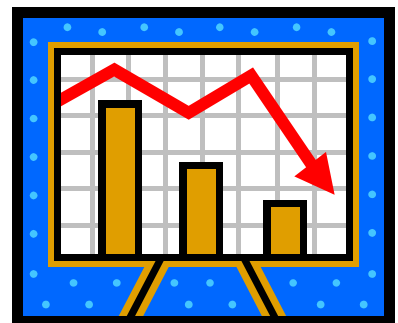
市民サービスを維持向上させるために、人件費をはじめとした経常経費など歳出の削減に努めます。

- (1) 「定員適正化計画」に基づき、平成 17 年 4 月 1 日の職員総数 1,104 人を、140 人削減し、平成 22 年 4 月 1 日には 964 人とします。

なお、この間、「安心安全のまちづくり」を推進するために、市民の生命に直接関わる業務である消防職に関しては、原則として退職者と同数を採用しますが、その他の一般職などの新規採用は、退職者数の約 1 割にとどめることにより、人件費を極力抑制します。

そして、この職員数の削減と歩調を合わせ、「アウトソーシング計画」(市民による業務参加の推進)^(注5)に基づき、市民との協働が可能な業務を実践し、市民サービスの維持向上に努めます。

- (2) 職員削減と諸手当の見直しで、平成 22 年度の人件費総額を平成 17 年度の人件費総額に対し 17%削減を目指します。
- (3) 行政評価システムの優先度評価等を活用し、**事務事業の統廃合を積極的に行い、身の丈(歳入規模)に見合った事務事業を選択し、経常経費の削減に努めます。**



(注5) アウトソーシング(市民による業務参加) ...外部への業務委託を指しますが、本市では、市民参加の一環として、個人の市民、NPO(法人・ボランティア団体を含む) 自治会、民間企業を含め外部の機能や資源を活用することを指す。

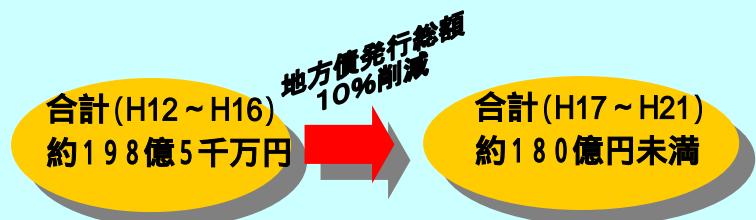
重点実施目標 7 地方債の厳選

平成17年度からの5年間は、つくばエクスプレス沿線開発を重点的に進めなければならない最も重要な時期にあり、地方債への依存も高まることが想定されます。そこで、つくばエクスプレス沿線整備事業以外の地方債の発行は、市民満足度を高めるための事業に厳選します。

また、平成17年度からの5年間の地方債発行総額（一般会計）は、総合計画上期5か年計画（平成12年度から16年度）における地方債発行総額に対し、10%削減を目指します。

市の地方債（一般会計）発行額の推移
（単位：千円）

年 度	発行額 (市債発行残高)
平成12年度	914,500 (31,714,168)
平成13年度	3,972,200 (33,369,073)
平成14年度	6,630,888 (37,483,800)
平成15年度	5,538,400 (40,390,004)
平成16年度	2,793,200 (39,477,081)
合 計	19,849,188



平成16年度の一般会計地方債発行額は、住民税等減税補てん債3,948,800千円を除いた額。
平成16年度の額は、見込み額。



重点実施目標 8

経常収支比率・公債費負担比率の抑制

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、厳しい経済環境や急速な高齢化の進展などにより、近年は80%を大きく越え90%に近い水準で推移しています(下記説明参照)。今後も、高齢化は、より急激な速度で進行し、これに伴い扶助費(注6)の大幅な増加が見込まれることから、経常収支比率は、ますます高い水準に移行すると予想されますが、「歳入の増加」「歳出の削減」などを推進することにより、その抑制に極力努めます。

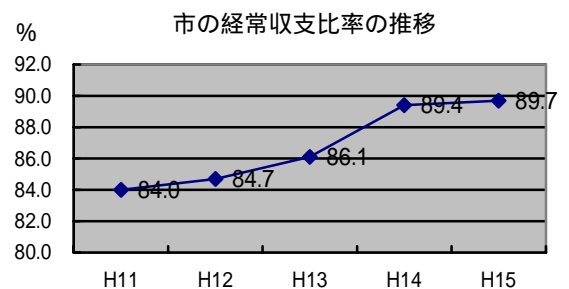
(経常収支比率)

経常収支比率とは、毎年度経常的に収入される地方税、地方交付税等の一般財源(経常一般財源総額)が人件費、扶助費、公債費等の経常的経費(経常経費一般財源)に充当される割合をいいます。

経常経費に含まれるもののうち、特に扶助費については、今後も高齢者人口の急速な増加に伴い大幅な増加が見込まれます。

この比率が高くなると財政硬直化(新たな行政サービスを始めるための財源が減少していく状態)が進展していることを示します。一般的には80%を超えると財政の硬直化が始まると言われていますが、地方財政は全国的にも厳しくなっており、全国平均も90.3%を超えています。

全国平均値： 90.3% (平成14年度)



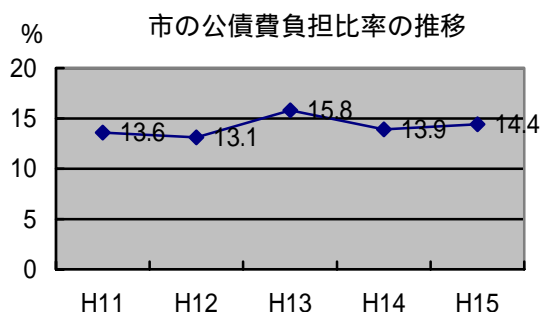
(2) 公債費負担比率

公債費負担比率は、つくばエクスプレス沿線整備事業や一般廃棄物処理施設整備事業等による地方債の発行に伴い上昇傾向にありました。今後も、つくばエクスプレス沿線整備事業をはじめとした事業は、魅力あるまちづくりを行ううえで欠かせないものですが、世代間負担の公平化という公債費のもつ有効性を配慮しつつ「地方債の厳選」を推進することなどにより、15%未満に抑制するよう努めます。

(公債費負担比率)

公債費負担比率とは、一般財源総額に対する公債費に使う一般財源額の割合です。市が発行した地方債の償還金がどの程度一般財源の用途を制約しているかを示す指標で、この比率が高いほど財政硬直化が進んでいることとなります。15%が警戒ライン、20%が危険ラインと言われています。

全国平均値： 19.2% (平成14年度)



(注6) 扶助費...各地方公共団体が実施する介護保険などの高齢者対策、子育て支援、障害者施策などの経費。

第2編:実行プラン(具体的な改革内容)

1 改革期間

実行プランの改革期間は、平成17年度から平成21年度までの5か年とします。

但し、改革実施項目は、改革項目の推進状況や行政を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、適宜見直します。

2 目 標

「効率的で市民満足度の高い行財政運営」

地方分権社会の目標は、「自分たちの住むまちを、自分たちのために、自分たちの責任において、自分たちでつくること」であり、その実現のために「市は何をすべきか」、「市民は何をすべきか」、「事業者は何をすべきか」、「財政負担はどうあるべきか」などについて、抜本的な改革を考えていく必要があります。

実行プランは、総合計画下期5か年計画との整合性を図りながら、多様化する行政需要に的確に対応していくため、民間経営の発想も取り入れサービスの量的・質的な向上を目指すとともに、行政の守備範囲を見直し、市民と市が一体となって英知と力を結集させる仕組みをつくりだすことにより、「効率的で市民満足度の高い行財政運営」を目指します。

3 推進の考え方

実行プランは、6つの方針の基に、72の改革項目と、その1項目である「行政評価システムを活用した事務事業の見直し」により、現在、本市が実施している全ての事務事業の改革・改善に取り組むことを掲げています。

これら全ての行財政改革を確実に実行するため、全職員が行財政改革の必要性和重要性について認識し、一丸となって推進します。

また、実行プランの改革項目は、目標実施年次を示しますが、可能なものから前倒しで、実施します。



4 6つの改革方針

実行プランは、次の6つの方針を軸にして進めます。

方針1 市民の力を活かします

～市民と行政の協働の推進、情報公開と透明性の確保～



市民ニーズの高度化・多様化に適切に対応し、豊かで活力ある地域社会を築いていくためには、これまでのように行政が、全ての公共サービスを提供するという考えを見直し、市民と行政が一層の連携を図り、互いの英知や努力を結集していく必要があります。

そこで、市民の力を引き出し、市民と行政の協働により市民満足度の高いまちづくりを目指します。

また、市民と必要かつ正しい情報を共有し、より公正で透明な市政運営を進めます。

方針2 財政の健全化を目指します

～分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化～

安定した財政基盤を確立するためには、歳入・歳出の均衡を図るとともに、景気の動向に左右されないよう、柔軟性がある財政構造への転換を進めていく必要があります。

そこで、施策・事務事業の見直しやコスト意識の徹底を図り、歳入の確保や歳出の削減に努めるとともに、事務事業の改善や経営の効率化など財政の構造改革に取り組みます。また、財政悪化を招かないために、極力地方債の発行を抑制するとともに、市民に財政状況がどのような状況にあるのかを分かりやすく説明するため、バランスシート(注7)に加え行政コスト計算書(注8)を作成するなど、企業会計的な考え方も取り入れ開示します。

更に、特別会計については、独立採算性の観点を定着させ、健全経営に取り組み、水道企業会計については、企業としての経済性を更に発揮し、経営の効率化を推進します。

(注7) バランスシート...貸借対照表。各自治体の資産、負債等のストック状況や、資金の源泉や用途を明らかにした報告書。

(注8) 行政コスト計算書...民間企業でいう損益計算書にあたり、各自治体が1年間に提供した行政サービス手数料などの収入を明らかにした計算書。

方針3 行政運営の効率性を高めます

～事務事業の見直し、公共施設等の有効活用～

限られた財源の中で、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズ、新たな行政課題に的確に対応していくためには、既存の事業について、緊急性、優先性、効率性等の観点から、常に検証を行い、見直しを行っていく必要があります。

そこで、アウトソーシング（市民による業務参加）の推進や、事務事業の見直しを積極的に行うとともに、行政評価システムを用いて市民本位の効率性や満足度の向上に結びつく成果を重視した行財政運営を目指します。

また、公共施設は、施設の必要性、利用目的、運営方法、コスト削減などについて、利用する市民の視点から見直しを行い、有効活用を図ります。



方針4 市民に役立つ職員を育てます

～人材育成、人事・給与制度の見直し～

地方分権では、自己責任・自己決定に基づく行政運営が求められています。限られた財源の中で多様な行政需要に的確に対応し、自己啓発に努めるためには、職員一人ひとりが、自ら考え行動するとともに、コスト意識、スピード意識、改革意識の高い職員を育成する環境を整備していく必要があります。

そこで、これら時代の変化や市民の期待と要望に的確に対応できる人材の育成を強力に進めます。

また、従来の年功序列型の給与体系から、より成果や業務実績を重視した人事・給与制度の確立を目指し必要な見直しを行的確な対応に努めます。

方針5 スリムな組織を目指します

～ 組織改革・定員管理の適正化～

限られた財源のなか、高度化・多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するためには、最少の人員で最大の効果をあげられるような仕組みを整備していく必要があります。

そこで、部・課等の大きくくり化やフラット化の導入、更には、人員配置権や決裁権の委譲により、効率的に稼働する組織体系を構築します。

また、定員適正化計画とアウトソーシング計画（市民による業務参加の推進）を策定し、「公務員でなければ対応できない分野」「協働のできる分野」「市民が担う分野」を明確にして、市民によるサポート、民間活力を利用しながら職員数の適正化と適正配置を進めます。

方針6 サービスを向上させます

～ 窓口サービスの向上・情報化の推進～



サービスの原点は、顧客志向・第一主義です。利用する市民の視点にたった利便性や質の高いサービスを目指していく必要があります。

そこで、民間企業等の姿勢に学ぶとともに、市民によるモニタリング^(注9)を充実させるなど市民が使いやすい窓口サービスを構築します。

また、IT（情報通信技術）等の活用により、庁内業務の効率化を図るとともに、市民生活に必要で役に立つ情報を迅速に提供し、市民サービスの拠点としてふさわしい市役所づくりを目指します。

(注9) モニタリング...日常的・継続的な点検のこと。

5 推進体制

実行プランを迅速かつ確実に実現していくため、**市長を本部長とする「流山市行財政改革実施本部」**(以下「行財政改革実施本部」という。)を中心に、次のとおり推進します。

定期的な進行管理

「行財政改革実施本部」は、**毎月開催し、実行プランの進捗状況について、部局長から定期的に報告を受け、改革に必要な協議、迅速な指示を行います。**

審議会等との意見交換

「行財政改革実施本部」は「**流山市行財政改革審議会**」(以下「**行財政改革審議会**」という。)と**定期的な意見交換や進捗状況等について報告**を行い、「行財政改革審議会」から**意見・提言**を受けるとともに、議会の意見を伺うなど、全市的な行財政改革の推進につなげていきます。

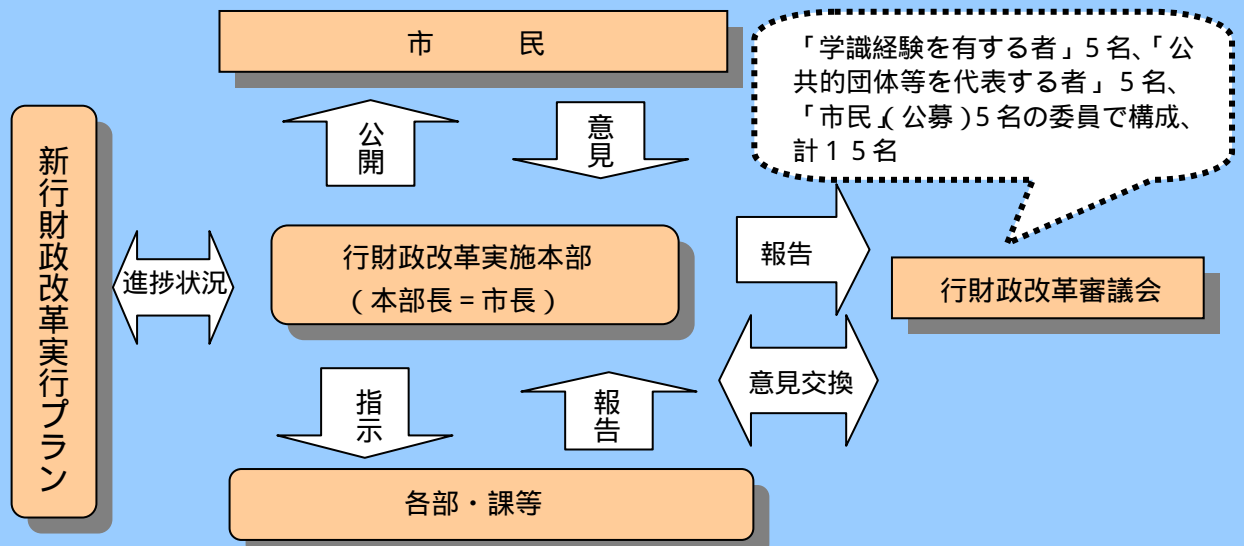
推進状況のわかりやすい公表、市民意見の聴取

実行プランの推進状況をはじめとする各種の情報は、**情報公開コーナーやインターネット等で市民にわかりやすく公表**するとともに、常に市民が意見や提案を提出できるように工夫し、改革に有意義な提案等については「行財政改革実施本部」で協議し、必要に応じて担当部・課等への指示を行います。

環境の変化への対応

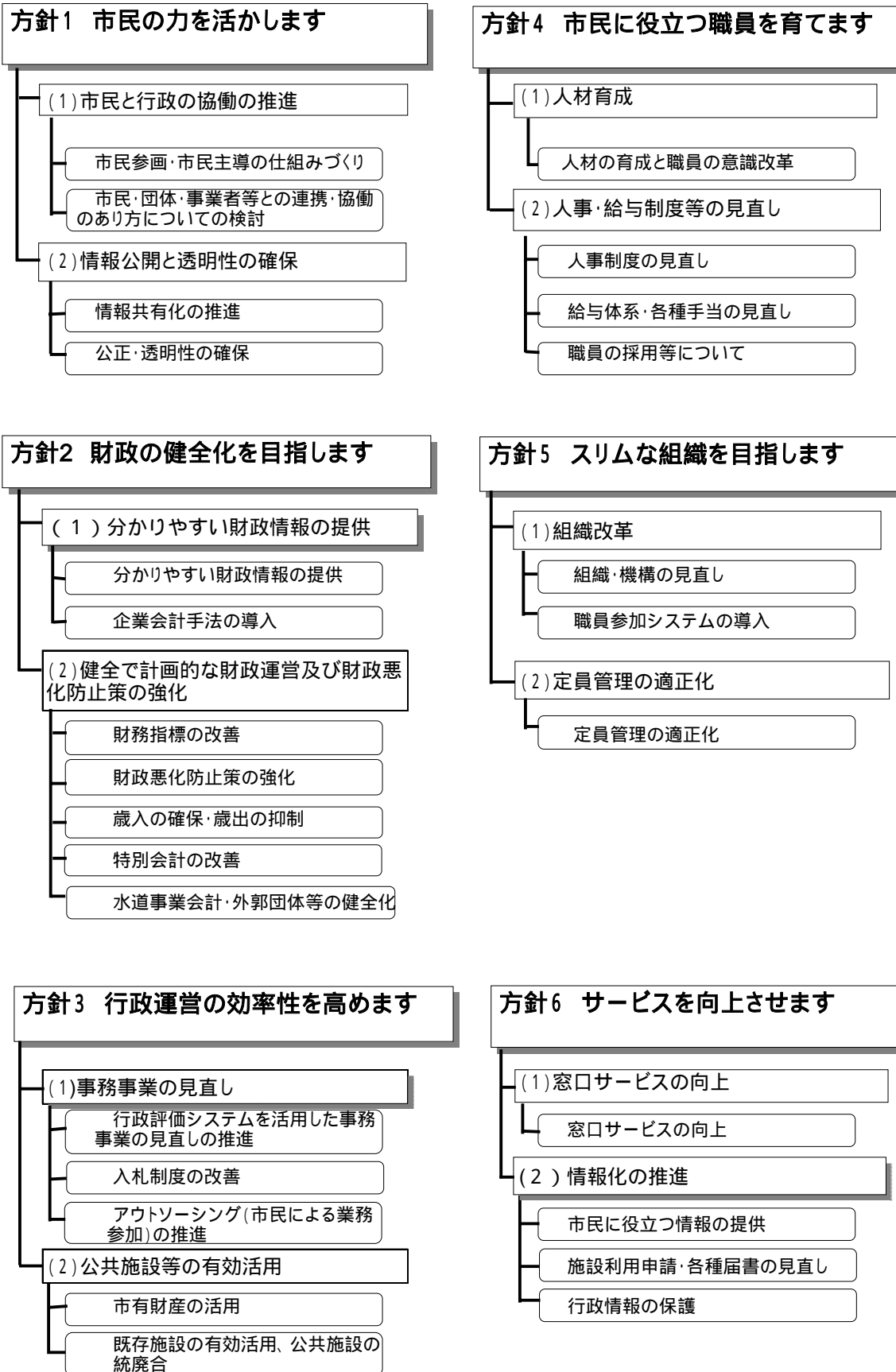
実行プランは、改革項目の推進状況や行政を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、「行財政改革実施本部」において、**改革項目を追加するなど適宜見直し、その内容については市民にわかりやすく公開**します。

(推進体制)



6 具体策

体系図



改革項目

方針1 市民の力を活かします (市民と行政の協働の推進、情報公開と透明性の確保)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(1) 市民と行政の協働の推進	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>市民参画・市民主導の仕組みづくり</p> <p>地方分権の時代にふさわしく、市民満足度の高い自治体を目指すためには、市民参画・市民主導によるまちづくりの推進が重要です。そのために、市政への参加を保証する制度など、市民の声が市政に反映できる仕組みづくりを進めます。</p> <p>「市長への手紙」のデータベース化</p> <p>「市長への手紙」として寄せられている市民の提案、苦情、要望等について、内容と対応をデータベース化(注10)し、ホームページ等で公開し、市政に反映させます。</p> <p>(仮称)自治基本条例(まちづくり基本条例)の制定</p> <p>自治の基本原則や行政の基本ルールなどを定めた(仮称)自治基本条例を制定し、市民が市政に参加する機会を条例化により保証します。</p> <p>パブリックコメント制度(注11)の導入</p> <p>市民生活に大きな影響のある計画や制度の策定などを対象に市民から意見を求め施策を決定するパブリックコメント制度を導入し、政策立案に市民の意見を反映させます。</p> <p>審議会等公募枠の拡大</p> <p>各審議会等の公募委員枠の拡大について検討し、審議会等の活性化と市民参画を推進します。</p> <p>市民・団体・事業者等との連携・協働のあり方についての検討</p> <p>市民・団体・事業者など地域との連携を強化するとともに、連携・協働のあり方について検討し、市民・事業者と行政の役割分担、協働のルールを確立します。</p> <p>NPO等とのガイドラインの策定及び協働の促進</p> <p>NPO等との協働の推進及びアウトソーシングなど協働の推進にあたり、NPO等との協働についてのガイドラインを策定します。</p>	企画部(秘書広報課)	検討	実施(公開)	実施(公開)	実施(公開)	実施(公開)
	企画部(企画政策課)	検討	実施(策定)	実施	実施	実施
	企画部(企画政策課)	検討 実施(導入)	実施	実施	実施	実施
	企画部(行政改革推進課)、関係課共通	検討 実施	実施	実施	実施	実施
	市民生活部(コミュニティ課)、全課共通	検討 実施(策定)	実施	実施	実施	実施

(注10)データベース化...情報をとりまとめ、一元的に管理する仕組みをつくること。

(注11)パブリックコメント制度...行政機関などの意志決定過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度。

改革項目

<p>(仮称)市民活動支援センターの設置</p> <p>市民活動についての情報発信を行うとともに市民活動を支援するため、新たに(仮称)市民活動支援センターを設置します。</p> <p>市民公益活動支援制度の導入</p> <p>新たに公益的な市民活動を助成するため、支援制度を創設し、市民と行政の協働を推進します。</p> <p>各種市民ボランティア制度の導入</p> <p>各種の事業を市民と連携して推進していくため、個人・団体等の各種ボランティア制度の導入を進めます。</p>	市民生活部(コミュニティ課)	検討 実施 (設置)	実施	実施	実施	実施
	市民生活部(コミュニティ課)	検討 実施 (策定)	実施	実施	実施	実施
	市民生活部(コミュニティ課)、全課共通	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
(2) 情報公開と透明性の確保	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>情報共有化の推進</p> <p>市民の参画・協働によるまちづくりを推進するうえで必要な市政に対する理解と信頼を深めるため、市民と情報を共有できる体制を整備します。</p> <p>タウンミーティングの拡充(市民への説明・意見交換の促進)</p> <p>市民との対話・意見交換を通じて、お互いに理解を深め、その成果を市政に反映させるため、タウンミーティングの拡充について検討し、実施します。</p> <p>外部評価制度の実施(行政評価システムの充実)</p> <p>新たなマネジメントツールとして構築を進めている行政評価制度をより開かれたシステムとするため、外部評価制度について検討し、実施します。</p>	企画部(秘書広報課、企画政策課)、関係各課	検討 実施	実施	実施	実施	実施
	企画部(行政改革推進課)	検討	実施	実施	実施	実施

改革項目

<p>公正・透明性の確保</p> <p>市民への説明責任を果たし、一層、公正で透明な市政を進めるため、市政情報を積極的に公開します。</p> <p>議会や審議会等傍聴等制度の充実</p> <p>議会や審議会等の情報等傍聴制度の充実を図るとともに、広報紙やホームページ等を活用し、迅速で積極的な情報公開に努めます。</p> <p>情報公開制度の見直し</p> <p>平成17年度に予定されている国の情報公開法の改正を受け、情報公開条例の見直しを行います。</p>	<p>企画部(秘書広報課、行政改革推進課)、議会事務局、関係課共通</p>							
		実施	実施	実施	実施	実施		
	<p>総務部(総務課)</p>	検討	実施 (条例改正)					

改革項目

方針2 財政の健全化を目指します (分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(1) 分かりやすい財政情報の提供	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>分かりやすい財政情報の提供</p> <p>市の「資産・負債の内容」、「財政の現状と見通し」等の財政情報について、市民の理解と協力を得るため、広報紙やインターネットホームページなどで市民に分かりやすく情報提供します。</p> <p>企業会計手法の導入</p> <p>行財政運営に経営感覚とコスト意識を醸成するため、民間企業の会計手法について検討し、導入を進めます。</p> <p>行政コスト計算書の作成・開示</p> <p>人件費や給付サービスなどのコストを明らかにするため、行政コスト計算書を作成し、開示します。</p>	財政部(財政課)	検討 実施	実施	実施	実施	実施
	財政部(財政課)	実施	実施	実施	実施	実施
(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>財務指標の改善</p> <p>重点実施目標で示しているとおり、財政運営の改善・健全化に取り組み、経常収支比率、公債費負担比率などの抑制に努めます。</p> <p>財政悪化防止策の強化</p> <p>総合計画（基本計画・実施計画）に基づき厳選した事業を実施し、人件費・物件費・公債費等を抑制し、基金（積立金）を充実させます。また、監査機能の充実に努めます。</p> <p>歳入の確保・歳出の抑制</p> <p>歳入については、根幹を占める市税等について徴収率の向上を図るとともに、受益者負担の適正化などにより、歳入の確保を図ります。また、歳出については、定員の適正化や事務事業の見直しなどにより、経費の徹底した削減を図ります。</p> <p>(歳入の確保)</p> <p>受益者負担の見直し</p> <p>施設利用料金等について適正化を図るため、受益者負担の観点から再検討し、必要な見直しを行います。</p>	財政部(財政課)	実施	実施	実施	実施	実施
	財政部(財政課)、企画部(行政改革推進課)	検討 実施	実施	実施	実施	実施
	企画部(企画政策課)、関係課共通	検討 実施	実施	実施	実施	実施

改革項目

企業誘致の促進

安定した歳入を確保するため、本市のもつ特色や有利性をアピールし、優良な企業の誘致に努めます。

企画部(マーケティング課)、経済部(商工課)

実施 実施 実施 実施 実施

市税収納率の向上

税の公平性を保つため、滞納対策を強化するとともに、あらゆる角度から対策の検討を行い、収納率の向上に努めます。

財政部(税制課)

実施 実施 実施 実施 実施

収納機関の拡大の検証

市民の利便性向上のため、コンビニエンスストアなどの収納機関の拡大について導入を前提として検証します。

財政部(財政課)、関係各課

検討実施 検討実施 検討実施 検討実施 検討実施

(歳出の抑制)

人件費の抑制(再掲)

国・県や近隣市の状況、給与体系や各種手当の適正化を図るとともに、アウトソーシング(市民による業務参加)の推進や事務事業の見直しにより、定員の適正化を図ります。

企画部(行政改革推進課)、総務部(人事課)

実施 実施 実施 実施 実施

公用自動車のリース化・小型化の推進

公用自動車について経費の節減を図るため、リース化や小型化を更に進めます。

総務部(管財課)、全課共通

実施 実施 実施 実施 実施

物件費(注12)の抑制

賃金・委託料をはじめとした物件費について経費の節減を図るため、全庁的な見直しを行い抑制を図ります。

財政部(財政課)

実施 実施 実施 実施 実施

公債費の抑制

財政の硬直化を招かないようにするため、地方債を厳選し、市債の借り入れ額の膨張の抑制に努めます。

財政部(財政課)

実施 実施 実施 実施 実施

負担金・分担金の見直し

各種団体や協議会等の負担金・分担金について経費の節減を図るため、全庁的に再点検し、最小限に抑制します。

財政部(財政課)、関係課共通

実施 実施 実施 実施 実施

(注12)物件費...地方公共団体が支出する消費的性質の経費。

改革項目

補助金の見直し

団体運営補助金や市単独助成補助金は、いったん白紙に戻し、公募制を採用するなど公平で透明な交付に努めます。

各種基金の見直し

各種基金について経費の節減を図るため、現在の実情に応じてその必要性を全庁的に再検討し、必要な見直しを行います。

特別会計の改善

特別会計について、受益者が負担する使用料等で賄うべき経費と税で賄うべき経費を区分し、受益者負担の適正化について検討するとともに、事務事業の見直しを進め事業の健全化を図り、繰出金の増加を極力抑えます。

(特別会計)

土地取得特別会計

西平井・鱈ヶ崎土地区画整理事業特別会計

国民健康保険特別会計

介護保険特別会計

老人保健医療特別会計

公共下水道特別会計

水道事業会計・外郭団体等の健全化

地方公営企業・外郭団体等について、独立採算の原則に立ち返り、事務事業の見直しやアウトソーシング(市民による業務参加)を進め、事業・運営の効率化を進めます。

(地方公営企業)

水道事業会計

水道事業経営の効率化を更に推進するため、現行の浄水場運転委託から、浄水場の維持管理までを委託する第三者委託に切り替え、その後も、浄水場部門以外の給水課や業務課の業務の一部を含めた事業の包括委託を推進します。

(外郭団体)

土地開発公社

関係法令に沿い適切に事業を推進するとともに、各種経費の削減に努めます。

財政部(財政課)	実施	実施	実施	実施	実施
財政部(財政課)	実施	実施	実施	実施	実施
財政部(財政課)	実施	実施	実施	実施	実施
水道局(庶務課)	検討 実施	実施	実施	実施	実施
総務部(管財課)	検討 実施	実施	実施	実施	実施

改革項目

流山・相馬ふるさと振興公社

相馬ユートピアについて、利用度、満足度、採算性など総合的な見地から経営診断を行い施設のあり方について検討し、見直します。

市民生活部(コミュニティ課)

検討
実施

改革項目

方針3 行政運営の効率性を高めます (事務事業の見直し、公共施設等の有効活用)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(1) 事務事業の見直し	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>行政評価システムを活用した事務事業の見直しの推進</p> <p>行政評価システムを用い、緊急性、優先性、効率性等の観点から、事務事業や施策の評価を行います。事務事業の見直しや事業優先度評価を進め、透明で効果的なシステムを目指します。 行政評価システムを活用した全事務事業の見直し</p> <p>効率的な行財政運営を推進するため、PLAN(計画)、DO(執行)、SEE(評価)のマネジメントサイクルによる行政評価システムを活用し、毎年、全ての事務事業の見直しを行い、行財政改革実施本部で進捗状況の管理を行います。なお、評価結果は、市民に公開します。</p> <p>入札制度の改善</p> <p>入札や契約に関する制度について、一層の透明性や公平性の確保、競争性の向上を図るとともに、事務についても情報通信技術を活用し利便性、効率性の観点から改善を進めます。</p> <p>入札等契約制度の改善</p> <p>入札監視委員会により、公平・公正な入札執行に努めます。また、入札情報をホームページに掲載し透明性を確保します。</p> <p>電子入札制度(注13)の導入</p> <p>入札契約事務の効率化と適正化を図るため、電子入札制度を導入します。</p> <p>アウトソーシング(市民による業務参加)の推進</p> <p>アウトソーシングについては、経費の削減だけでなく、市民参画の観点を取り入れた、アウトソーシング(市民による業務参加)計画に基づき、積極的に推進します。</p>	企画部(行政改革推進課)、全課共通	実施	実施	実施	実施	実施
	企画部(行政改革推進課)、全課共通	実施	実施	実施	実施	実施
	総務部(管財課)	実施	実施	実施	実施	実施
	総務部(管財課)	検討	検討(導入準備)	実施(導入)	実施	実施
	企画部(行政改革推進課)、関係課共通	実施	実施	実施	実施	実施
(2) 公共施設等の有効活用	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>市有財産の活用</p> <p>市有財産全般について、有効活用・経費の削減を図るため、計画的・効率的な管理・活用を行います。</p>						

(注13)電子入札制度...入札に係る手続きをインターネット上で行うこと。

改革項目

<p>市有財産（土地・建物・構築物）の有効活用</p>	総務部(管財課)	実施	実施	実施	実施	実施
<p>市有財産について、将来にわたる活用の可能性も含め検討し、売却・賃貸・転用するなど有効活用を促進します。</p>						
<p>既存施設の有効活用、公共施設の統廃合</p>						
<p>既存施設の有効活用を図るため、施設の必要性、利用目的、運営方法について、市民の視点から見直しを行い、市民サービスの向上に努めます。</p>						
<p>公共施設等の有効活用</p>	企画部(企画政策課)、総務部(管財課)、関係各課	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施
<p>全ての公共施設について、利用促進及び有効活用を図るため、多角的な検討を行い、管理運営方法等の見直しを行います。</p>						
<p>公共施設における指定管理者制度(注14)の導入</p>	企画部(企画政策課)、関係各課	検討実施	実施	実施	実施	実施
<p>公共施設における指定管理者制度について、効率性やコストの分析を踏まえ、利用する市民の視点から検討し、導入します。</p>						
<p>相馬ユートピアの管理運営の見直し</p>	市民生活部(コミュニティ課)	検討実施				
<p>相馬ユートピアについて、利用度、満足度、採算性など総合的な見地から経営診断を行い施設の管理運営について検討し、見直します。(再掲)</p>						
<p>市立幼稚園の見直し</p>	学校教育部(学校教育課)	検討	検討	実施		
<p>市立幼稚園協議会の結果を踏まえ、市立幼稚園の見直しを行います。</p>						

(注14)指定管理者制度...「公の施設」の管理代行を「法人その他の団体」に行わせようとするもの。平成15年9月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理方法が「管理受託者制度」から「指定管理者制度」に移行された。

改革項目

方針4 市民に役立つ職員を育てます (人材育成、人事・給与制度等の見直し)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(1) 人材育成	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>人材育成と職員の意識改革</p> <p>新たに発生する行政課題や直面する諸課題に積極的に取り組み解決していく姿勢と能力を持つ人材の確保・育成・活用に努めます。</p> <p>職員研修制度の充実</p> <p>自主研究、職場研修、職場外研修の3つの柱を基本として、体系的で効果的な研修を行うため、研修計画を策定します。</p> <p>研修成果等発表の場の提供</p> <p>研修や自主研究で得られた成果について、発表の場を設けることにより、職員の自己啓発に対する意欲を高めるとともに、その成果を庁内に普及させます。</p>	総務部(人事課)	実施	実施	実施	実施	実施
	総務部(人事課)	実施(策定)	実施	実施	実施	実施
	総務部(人事課)	実施	実施	実施	実施	実施
	総務部(人事課)	実施	実施	実施	実施	実施
	総務部(人事課)	実施	実施	実施	実施	実施
(2) 人事・給与制度等の見直し	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>人事制度の見直し</p> <p>業績や能力に基づいた人事評価制度を取り入れるなど人事制度の見直しを行います。また、人員配置について、その必要性を十分検討し、効果的・効率的な配置に努めます。</p> <p>人事評価の実施</p> <p>業績や能力を適切に評価し、人事や給与に反映させる人事評価システムを導入します。</p> <p>管理職昇任制度の導入</p> <p>公平・公正な管理職昇任制度について検討し、導入します。</p> <p>希望降格制度の導入</p> <p>職責を果たすことが身体的、精神的に苦痛と感じる職員や家庭の事情等により、その職責を果たすことが困難であると感じる職員が降格を申し出る制度について検討し、導入します。</p>	総務部(人事課)	一部実施	実施	実施	実施	実施
	総務部(人事課)	検討実施	実施	実施	実施	実施
	総務部(人事課)	検討実施	実施	実施	実施	実施
	総務部(人事課)	検討実施	実施	実施	実施	実施

改革項目

<p>勤務体制の見直し</p> <p>市民サービス向上の観点から、窓口時間の延長、開館日の拡大に対応するため、勤務時間や勤務体制を見直します。</p>	総務部(人事課)、関係課共通	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施
<p>給与体系・各種手当の見直し</p> <p>国・県や近隣市等の状況、人事院勧告に基づき給与体系や各種手当の適正化を図ります。</p>	総務部(人事課)	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施
<p>各種手当の見直し</p> <p>各種手当(特殊勤務手当、住居手当、調整手当)、旅費日当について適正化を図るため、見直しを更に進めます。</p>	総務部(人事課)	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施
<p>高齢層職員の昇給停止</p> <p>昇給停止年齢について、国、県や近隣市等の状況、社会経済情勢等に配慮し、見直しを進めます。</p>	総務部(人事課)	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施
<p>退職時昇給制度の見直し</p> <p>制度の趣旨が有効に機能するよう見直しを行います。</p>	総務部(人事課)	検討実施				
<p>職員福利厚生事業の見直し</p> <p>各種福利厚生事業について、経費の節減を図るとともに、時勢にあったものとするため、見直しを更に進めます。</p>	総務部(人事課)	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施
<p>職員の採用等について</p> <p>事務事業の見直しや、組織のスリム化と並行して、新規採用の抑制をするとともに、臨時職員等の活用を図ります。</p>	企画部(行政改革推進課)、総務部(人事課)	実施	実施	実施	実施	実施
<p>職員数の抑制</p> <p>定員適正化計画に基づき職員の抑制に努め、職員総数を平成22年4月1日までに140人の削減を図ります。</p>	総務部(人事課)	実施	実施	実施	実施	実施
<p>臨時職員等の活用</p> <p>臨時職員等の採用や配置にあたっては、その必要性を十分検討し、効率的な活用に努めます。</p>	総務部(人事課)	実施	実施	実施	実施	実施

改革項目

実務経験者の採用 従来の採用システムに加え民間企業で培った専門知識・技術を有する実務経験者の任期付職員の採用に努めます。	総務部(人事課)					
		実施	実施	実施	実施	実施

改革項目

方針5 スリムな組織を目指します (組織改革、定員管理の適正化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(1) 組織改革	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>組織・機構の見直し</p> <p>時代の変化に対応し、施策を迅速かつ効果的に執行するため、簡素で効率的な組織を目指し、組織・機構を見直します。</p> <p>政策推進機能の充実</p> <p>前期基本計画下期5ヵ年計画で位置付けた重点課題や政策課題への取組みを強化するため、組織の再編を検討し、実施します。</p> <p>庁内分権の推進</p> <p>意思決定の迅速化や責任と権限の一致を図るため部局長に部局内の組織改編や人事権を移すなど庁内の分権化について検討し、推進します。</p> <p>柔軟でスリムな組織体制の整備</p> <p>部・課等の大きくくり化(注15)やフラット化を導入するなど簡素で効率的な組織体制について検討し、整備します。</p> <p>プロジェクトチームの設置</p> <p>部局を超えた課題に弾力的かつ迅速に対応するため、時限的な専任のプロジェクトチームを設置します。</p> <p>審議会の整理統廃合</p> <p>審議会等について設置目的、開催状況を精査し、整理統廃合を行い、審議会機能を充実強化させます。</p> <p>職員参加システムの導入</p> <p>政策形成過程において、積極的に職員が参加できるシステムを構築します。</p> <p>政策課題検討グループの設置</p> <p>従来からある自主研究グループ制度の見直しも含め、政策課題を検討する自主的なグループを編成するなど、中堅・若手職員の参加を募り、柔軟な発想を市政に活かすため、職員参加システムについて検討し、導入します</p>	企画部(行政改革推進課)	検討 実施	実施			
	企画部(行政改革推進課)、総務部(人事課)	検討	検討 実施	検討 実施	検討 実施	
	企画部(行政改革推進課)、総務部(人事課)	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
	企画部(行政改革推進課)	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
	企画部(行政改革推進課)	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
	企画部(行政改革推進課)	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
	企画部(行政改革推進課)	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
	企画部(行政改革推進課)	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
	企画部(行政改革推進課)	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
	企画部(行政改革推進課)	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施

(注15)大きくくり化...部課等の統廃合を進めること。

改革項目

(2) 定員管理の適正化	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>定員管理の適正化</p> <p>官民の役割分担を明確にして、定員適正化計画とアウトソーシング計画（市民による業務参加の推進）に基づき、市民によるサポート、民間活力を利用した場合の、適正職員数への移行、と効率的な配置に努めます。</p>	企画部(行政改革推進課)	検討 実施	実施	実施	実施	実施

改革項目

方針6 サービスを向上させます (窓口サービスの向上、情報化の推進)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(1) 窓口サービスの向上	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>窓口サービスの向上</p> <p>窓口サービスを向上させるため、窓口業務について市民の視点から全面的な見直しを行います。</p> <p>土日祝祭日、夜間における特設窓口の開設</p> <p>費用対効果を考慮したうえで、土日祝祭日、夜間における特設窓口の開設について検討し、実施します。</p> <p>出張所等におけるサービス機能の充実</p> <p>出張所の統廃合を検討するとともに出張所の機能充実について検討し、実施します。</p> <p>転入者相談機能の充実</p> <p>転入に際し、住民登録、国民健康保険、乳幼児医療などの相談を受け付ける窓口の設置について検討し、実施します。</p> <p>接遇向上や市民の声を活かす仕組みの導入</p> <p>窓口サービスや業務に関する市民の声やクレームを市政に反映する新たな制度について検討し、導入します。</p>	企画部(企画政策課)、関係課共通	検討	実施 (開設)	実施	実施	実施
	市民生活部(市民課)	検討 一部 実施	検討 実施	実施	実施	実施
	企画部(行政改革推進課)、関係課共通	検討	実施	実施	実施	実施
	企画部(秘書広報課、行政改革推進課)	検討	実施	実施	実施	実施
(2) 情報化の推進	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>市民に役立つ情報の提供</p> <p>市民の役に立つ情報を迅速に提供するため、情報通信技術や各種のメディアを活用します。</p> <p>ホームページの多機能化</p> <p>市民ニーズの多様化に対応したきめ細かな情報提供や市民と行政で双方向となるような場を目指すなど多機能化を図ります。</p>	企画部(秘書広報課、行政改革推進課)、全課共通	実施	実施	実施	実施	実施

改革項目

<p>(仮称)流山市情報化推進計画の推進</p> <p>(仮称)流山市情報化推進計画に沿って本市の情報化関連施策の計画的・総合的な推進を図ります。</p> <p>施設利用申請・各種届書の見直し</p> <p>施設間のネットワークやインターネットを活用し、市民がより利用しやすいシステムについて検討し、施設の利用申請や各種届の見直しを行います。</p> <p>施設予約システムの見直し</p> <p>平成16年度に導入した施設予約システムについて、運用改善等、より使いやすいシステムに向けた見直しを行います。</p> <p>窓口事務の電子化および電子申請の推進</p> <p>各種届の電子化を図るなど、市民が利用しやすいシステムについて検討し、実施します。</p> <p>図書館情報の電子化</p> <p>図書館の蔵書内容をインターネットで公開し、検索や予約が出来るシステムについて検討し、導入します。</p> <p>行政情報の保護</p> <p>庁内の情報セキュリティ(注16)を強化し、行政情報の保護とシステムの安定稼働に努めます。</p> <p>情報セキュリティ対策の拡充</p> <p>行政情報の保護を目的に情報システム監査について検討し、実施します。</p>	企画部(行政改革推進課)	実施	実施	実施	実施	実施
	企画部(行政改革推進課)関係各課	実施	実施	実施	実施	実施
	企画部(行政改革推進課)、関係各課	検討	検討	検討	実施	実施
	生涯学習部(図書館)	検討	実施	実施	実施	実施
	企画部(行政改革推進課)	検討	実施(監査の実施)	実施	実施	実施

(注16)情報セキュリティ...災害、過失、故意などの原因によって、情報システムを故障、破壊などのリスクから守るための物理的、論理的な安全対策・保護対策。

流山市行財政改革実施本部設置要綱

(設置)

第1条 流山市における行財政改革を計画的かつ全庁的に推進するため、流山市行財政改革実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 実施本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 行財政改革の基本方針の策定等に関すること。
- (2) 行財政改革の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 各部局長(流山市部設置条例(昭和43年流山市条例第5号)第1条に規定する部の長、流山市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年流山市条例第19号)第3条に規定する水道局長、流山市教育委員会行政組織規則(昭和53年流山市教育委員会規則第1号)第13条に規定する部の長、消防長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長をいう。以下同じ。)から付議された、行財政改革に関すること。
- (4) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(構成等)

第3条 実施本部は、本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 本部員は、助役、収入役、教育長及び水道事業の管理者並びに企画担当部長、人事担当部長及び財政担当部長をもって充てる。
- 4 本部長に事故あるときは、助役がその職務を代理する。

(会議)

第4条 実施本部の会議は、原則として「流山市庁議等の設置及び運営に関する規則」(平成15年7月1日規則第36号)第5条第1項における第3月曜日の庁議終了後に開催する。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、臨時に実施本部を開催し、又は開催日を変更することができる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を実施本部の会議に出席させることができる。

(行財政改革推進会議)

第5条 実施本部は、各部局に行財政改革推進会議(以下「行革会議」という。)を設置する。

- 2 行革会議は、各部局内において、第2条に定める事項を推進するために、次の事項を所掌する。
 - (1) 本部長が求める調査の実施、資料の提出・作成等に関すること。
 - (2) 実施本部からの指示に基づき、必要な対応策を協議し、第2条第1項第2号の行財政改革の推進及び進行管理に努めること。
 - (3) 行財政改革の推進及び進行管理に関し、実施本部における協議を必要とする場合は、実施本部に事案を付議すること。
- 3 行革会議は、各部局長を会長とし、8級職員及び会長が指名した職員で構成する。ただし、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局(以下「委員会等事務局」という。)において8級以上の職員が配置されていない場合には、会長及び会長が指名した職員で構成する。
- 4 会長は、原則として毎月行革会議を招集して、第2項の現況を把握し、停滞している項目へは打開策を講じるとともに、実施本部へ現況報告をしなければならない。
- 5 行革会議の幹事は、各部等庶務担当課長とする。なお、委員会等事務局については、会長が任命した職員が務める。

(庶務)

第6条 実施本部の事務局は、行政改革推進課が担当する。

- 2 推進に当たり、総務部人事課、財政部財政課は事務局に協力をするものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるほか、実施本部の運営に関し、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月17日から施行する。

行財政改革実施本部組織図

【行財政改革実施本部】

実施本部長 市長

本 部 員

助役・収入役・教育長・水道事業管理者

企画担当部長・財政担当部長・人事担当部長

〈所掌事務〉

- (1) 行財政改革の基本方針に関すること。
- (2) 行財政改革の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 各部局長から付議された、行財政改革に関すること。
- (4) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。



【行財政改革推進会議】

会 長 各部局長

構成員 8級職員及び会長が指名した職員

(委員会等事務局で8級職がない場合は会長が指名した職員)

〈所掌事務〉

- (1) 本部長が求める調査の実施、資料の提出・作成等に関すること。
- (2) 実施本部からの指示に基づき、必要な対応策を協議し、第2条第1項第2号の行財政改革の推進及び進行管理に努めること。
- (3) 行財政改革の推進及び進行管理に関し、実施本部における協議を必要とする場合は、実施本部に事案を付議すること。